

栃木県教育委員会定例会会議録

令和4(2022)年6月7日(火)、栃木県教育委員会定例会を栃木県庁南別館内教育委員会室に招集した。

1 出席者(教育長及び委員)は次のとおりである。

1 番(教育長)	阿久澤	真理
2 番	金子	達也
3 番	陣内	雄次
4 番	板橋	信行(欠席)
5 番	鈴木	純美子
6 番	工藤	敬子

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

教育次長	中谷	一彦
教育次長	中村	千浩
総務課長	大森	豊裕
義務教育課長	山岸	一裕
高校教育課長	長	裕之
生涯学習課長	星野	肇稔
スポーツ振興課長	大牧	稔
総務主幹	細川	智彦
競技力向上対策室長	角田	正史

3 午前10時30分、教育長及び委員4名が出席しており、委員会は成立したので、教育長は定例会を開催する旨を告げた。

4 教育長は、本日の会議録署名委員に3番陣内委員を指名した。

5 教育長は、報告を受ける旨を告げた。

6 報告

(1) 令和4(2022)年度6月補正予算について

教育長から説明を求められ、スポーツ振興課長が説明した。

この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。

(2) 令和5(2023)年度栃木県公立学校新規採用教員選考試験の応募状況について

教育長から説明を求められ、義務教育課長が説明した。

この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

[金子委員]

- ・ 資料2ページの表中「・・・」は募集がなかったということか。

[事務局]

- ・ 募集がなかった教科である。

[委員]

- ・ 受験資格の年齢制限の引き上げによって、応募者数が増加したということだが、年齢層や応募者のバックグラウンドを教えてください。

[事務局]

- ・ 年齢層は現段階で把握していない。経歴は、臨時採用の方がほとんどだが、民間からの応募者もいる。

[教育長]

- ・ 応募者数は下げ止まったというところだが、来年以降の更なる応募者数増加に向けた対策はあるか。

[事務局]

- ・ 応募者数が増加した要因として、これまで、毎年、採用試験制度の見直しを行ってきたことや学生などを中心に説明会を行ってきたことなどの成果だと思われる。今後は、他県の状況を確認しながら、できる対策をとっていきたい。

[教育長]

- ・ これまで改善や工夫を行ってきた成果が今回出ているということで、明るい兆しはみえたが、社会情勢をみると、働き方改革や教員の魅力そのものを向上していくなど、全体的に取り組んでいくことになると思う。

[委員]

- ・ 年々教育の方針が変化しており、教員に求められている資質も変わっていくと思う。毎年どのような教員像を求めていくかというところで、選考の基準の検討も必要なのではないかと感じた。意見である。

(3) 令和5(2023)年度県立高等学校入学者選抜について

教育長から説明を求められ、高校教育課長が説明した。

この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

[委員]

- ・ 小中学校では、特別支援学級などで特別な支援を受ける子どもの割合が増えていると聞いているが、それに比例して、中学卒業後、県立の全日制高校を進路の選択肢のひとつとして考える生徒や保護者も増えていると思う。

そのような中、例えば、軽度の知的障害がある生徒が、安心して入学できるよう、学校の特色や選抜の仕方などで、配慮していることや工夫していることは何かあるか。

[事務局]

- ・ 県立高校への入学を希望して受検する生徒の中には、特別支援学級に在籍していた生徒や発達障害がある生徒が一定数いることは把握している。インクルーシブ教育の観点から、いろいろな配慮をしながら、高校生活を送れるよう、体制を整えていくというのが基本的なスタンスである。入試に関しては、従来から、障害がある生徒が受検するとき、例えば、発達障害があるので、集団の中での受検が難しいという場合には、別室で受検できるような対応をしている。保護者からの申し出を受けた中学校から、県に連絡があり、一定の手続きを経て、高校でどのような配慮ができるかということ合意形成しながら、受検につなげていくという仕組みがあり、安心して受検できるような態勢をとっている。

[委員]

- ・ 高校入学後は、これまでのような少人数や1対1など、個人に合わせた教育というのが県立高校でどこまでできているのか、どのように生徒を支援していくのか、これからの課題があるのではないかと思う。具体的な対応をとっている県立学校があれば教えてほしい。

[事務局]

- ・ 従来、高校では、特別支援教育を必要とする生徒への支援が定着していない部分があった。小中学校は特別支援学級や通級による指導など個別の対応が行われている。基本的に、現在の高校の学習指導要領では、個に応じた指導をすることが大前提である。通級による指導も高校で行われるというのは制度的にもできあがっており、本県でも現在、研究校として一部の学校で、ここ数年取り組んでいる。他の生徒と同じカリキュラムを受けながら、放課後、日常生活等に関する指導を行うなど、特別の教育課程を組んで実施している。ただ、通級の指導を全校で行うのは、物理的に難しい課題はある。個の教育については、中学校での配慮事項や個別の指導計画などを高校につなぎ、高校において、個別の指導計画を作成し、全ての学校で取り組んでいる。

[委員]

- ・ 補足だが、宇都宮大学の共同教育学部では、学生に特別支援教育に目を向けるように指導しており、なかには、副免として特支の免許を取得する学生もいる。共同教育学部の学生に限ってのことかもしれないが、学生は特別支援教育の必要性を感じていると思う。
- ・ 別の話になるが、特色選抜の割合を上げたり、一般選抜の学力検査と調査書の比重の置き方を変更したり、各学校の特色に応じた入試ということだが、入試の在り方がその学校の特色であり、学校マネジメントにも直結していると感じている。入試は入試と別に考えるのではなく、これからの学校マネジメントや、魅力づくりなどにつながると思うので、今後の入試の在り方をさらによい方向につなげていただきたいと思います。

〔委員〕

- ・ 一般選抜で、集団面接を行っている学校と行っていない学校があるが、理由は何か。

〔事務局〕

- ・ 学力検査の日程の後、翌日に面接をする学校がある。学校の考え方もあるが、一般的に考えられるのは、学力検査や調査書以外の部分をみて、総合的に判断するためである。本来であれば、面接を行いたいが、受検者数が多く、物理的な問題で、実施できないという学校もあるのではないかと思う。

〔教育長〕

- ・ 調査書の比重が高い学校が集団面接を行っている傾向があるようなので学力以外の部分をどれだけ厚く見るかという意味で、面接を行っているのではないかと思う。

〔委員〕

- ・ 特別支援学級で学んだ生徒が進路を考える際、県立学校での受け皿が明確になっていけば通いやすいため、やはり学校の運営の仕方が重要だと思う。誰も取り残すことのない県立高校であってほしいと思う。

7 教育長は、審議に移る旨を告げた。

8 第1号議案 栃木県視聴覚教育用教具及び教材の取扱等に関する規則の一部改正について

第1号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。

9 教育長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午前11時4分、閉会した。